

指導・監督指針を踏まえた ドライバー教育の重要性

ドライバー事故防止教育における国のガイドラインである「指導・監督指針」が改正され、今年の3月12日に施行されました。本誌では、これまで12回にわたり改正概要を紹介してきました。

今月号では『まとめ』として、指導・監督指針の意義や改正の背景、ドライバー教育の考え方について、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の進藤恵介主任研究員に解説してもらいます。

●ドライバーに対する「指導・監督指針」の改正概要

項目	改正後の追加内容
①トラックを運転する場合の心構え	交通事故統計を活用し事故の影響の大きさを理解させる
②トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本事項	規定に基づく日常点検の実施及び適切な運転姿勢での運転の重要性を、それを怠ったことによる事故が発生した際に事業者及び運転者が受けける罰則、処分及び措置及び交通事故が加害者等に与える心理的影響を説明することにより確認させる
③トラックの構造上の特性	トレーラーを運転する際に留意すべき事項及び貨物の特性を理解した運転を理解させる トレーラーにより、コンテナを運搬する事業者にあっては、コンテナロックの重要性を理解させる
④貨物の正しい積載方法	軸重違反を防止するための積載方法を理解させる
⑤過積載の危険性	法令に基づき荷主が遵守すべき事項、運転者等が受けける過積載に対する罰則、処分及び措置を理解させる
⑥危険物を運搬する場合に留意すべき事項	該当する事業者にあってはタンクローリーを運転する際に留意すべき事項を指導する 危険物に該当する貨物及び運搬前の安全確認について理解させる
⑦適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通状況	改正なし
⑧危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	注意喚起手法として指差呼称及び安全呼称を活用する 降雪が運転に与える影響、緊急時における適切な対応を理解させる
⑨運転者の運転適性に応じた安全運転	適性診断の結果に基づく個々の運転者の運動行動の特性を自覚させる
⑩交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	医薬品の使用等による眠気及び飲酒の生理的要因による事故の可能性を理解させる 規定に基づき運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準を理解させる
⑪健康管理の重要性	ストレスチェック等に基づき精神面の健康管理の重要性を理解させる
⑫安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	安全性の向上を図るための装置を使用した場合の適切な運転方法を理解させる

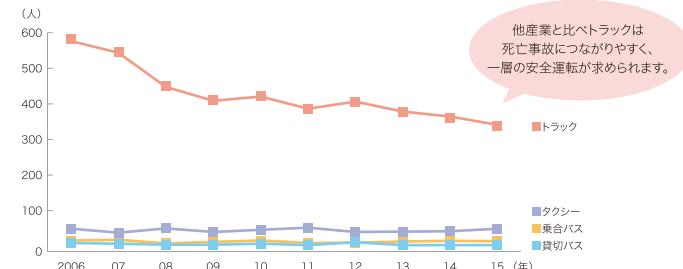
I. さらなる事故防止にはドライバー教育が重要

なぜ、「指導・監督指針」に沿ったドライバー教育が必要なのでしょうか？交通事故統計から考えてみましょう。トラックによる交通事故、交通事故による死者数は減少傾向にありますが、依然として多く発生しています。

特に死亡者数【グラフ】では、バス・タクシーといった

他業界と比較してもトラックが多くを占めています。事故防止の取り組みとしては、安全技術の導入や運行管理の高度化などがあげられます。ドライバーの教育も重要です。事故の多くがヒューマンエラーにより起きていることから、事故防止に向けたさらなる取り組みが求められています。

【グラフ】運輸部門における事故での死者数推移



他産業と比べトラックは
死亡事故につながりやすく、
一層の安全運転が求められます。

出典：国土交通省「平成28年度 事業用自動車総合安全プラン2009フォローアップ会議(2017.3.24)資料1」より、東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

II. 「指導・監督指針」の改正は新しいリスクへの対応

「指導・監督指針」は、なぜ改正されたのでしょうか？その背景には、トラック運送事業者をとりまく環境の変化があります。新設された「⑫安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」(左表)を例に考えてみましょう。

2009年、ACC(アダプティブルーズコントロール)を使用中、居眠り運転により死亡事故が発生し、12年にもACCへの過信による多重追突事故が発生するなど、安全技術の理解不足・過大評価による事故が

続きました。これまでにはみられなかった事故リスクが現れてきたため、項目が新設されたと推察されます。

また、「初任運転者教育の強化(座学12項目・15時間以上、実技20時間以上の指導を実施)」については、準中型免許の新設により18歳になればトラックを運転できるようになり、そのため経験不足の懸念から安全対策の充実が図られたと考えられます。つまり、トラック業界全体での事故リスクの変化への対応として、指導・監督指針が改正されたと考えられます。

III. 自社リスクに合わせた効果的な教育

指導・監督指針を踏まえて、どのようにドライバーを教育すればよいでしょうか。重要なのは、指導・監督指針に基づいた安全教育を実施しながら、自社のリスク実態に合わせて指導内容を深堀りすることです。

例えば、左折時の巻き込み事故が多発しているので

あれば、指針のひとつ「③トラックの構造上の特性」を指導する際に、トラックの死角や内輪差を強調して伝えましょう。自社における過去の事故要因分析と組み合わせて、より効果的な教育を実施してください。

「さらに知りたい指導・監督指針のポイント」は今月号で最終回となります。ご愛読ありがとうございました。
なおバックナンバーにつきましては、日野自動車のホームページで公開しています。ぜひお役立てください。
<http://www.hino.co.jp/products/pr-magazine/>

進藤恵介 (しんどう けいすけ)

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 自動車リスク本部 主任研究員。
保有資格：日本交通心理学会認定 交通心理士、運行管理者(貨物)旅客・貨物運送事業者を中心に、交通事故削減コンサルティングに従事。運行管理者向けマネジメントスキル向上研修を多数実施。